

令和7年6月11日 第15回林務部改革推進委員会

北アルプス森林組合に対する 県の指導・支援の状況について



NAGANO WOOD PRODUCT

つなぐ木のいのち

長野県林務部

補助金返還等支払計画及び事業経営計画（R3～）



つなぐ木のいのち HAKANO WOOD PRODUCT

- 組合では、経営分析や社会情勢により5年ごとに計画を見直すこととしており、令和3年5月、令和3年度を始期とする見直し計画を決定
- 中期計画（R3～R7）では、令和8年度以降の大幅増益に向けた準備期間（経営安定期間）と位置づけ、職員の増員、設備投資を重点的に行うこととしている。
- 県は計画を適当と判断し、補助金返還に係る納入期限を5年間（令和8年7月31日まで）延期する承認を行っている。

1 中期計画（経営安定期間：R3～R7）

（1）事業計画及び実績額

（単位：千円）

区 分	R3 (売上計画額) 売上実績額	R4 (売上計画額) 売上実績額	R5 (売上計画額) 売上実績額	R6 (売上計画額) 売上実績額	R7 (売上計画額) 売上見込額※ ※総代会資料より	中期計画における事業戦略
指導部門 (組合員への森林経営等の指導)	(145) 115	(90) 994	(90) 1,696	(90) 1,315	(90) 291	✓ 地区懇談会への役員の出席や広報誌・SNS等の充実による組合員との結びつきの強化
販売部門 (購買品や林産物の販売)	(74,680) 101,372	(84,590) 50,039	(90,060) 42,823	(101,820) 46,653	(118,840) 61,987	✓ 森林整備の増加に伴い、素材生産量の増加を図る。 ✓ 特殊伐採班を編成し、要望の多い支障木伐採を安定的に行う。
加工部門 (林産物等の加工販売（製材、木材チップ）)	(5,400) 2,820	(36,900) 17,374	(74,340) 40,146	(75,010) 44,835	(75,690) 62,554	✓ 大町市内に導入された大型バイオマスボイラー等へのチップの安定供給を行う。
森林整備部門 (組合員からの委託または国・団体等からの請負により行う森林整備、病害虫防除・高性能林業機械の利用など)	(212,890) 202,830	(216,410) 155,646	(212,470) 263,061	(212,610) 222,387	(219,630) 187,369	✓ 職員の増員により森林整備の実行体制を構築し、組合員からの受託による森林施業団地の設置や公共事業等の積極的な受注により事業量の増加を図る。 ✓ 森林病害虫事業は現在と同程度の事業量を、土木事業については特需を除く現状並みを見込む。
森林経営部門 (森林所有者が行う森林経営の補完)	(900) 0	(2,300) 3,643	(2,300) 0	(2,300) 9,999	(2,300) 17,204	✓ 組合有林からの安定的な木材販売を計画
合 計	(294,015) 307,137	(340,290) 227,696	(379,260) 347,727	(391,830) 325,189	(416,550) 329,405	

(2) 経営安定期間における利益の見通しと補助金等支払額

- 令和3年度、令和4年度は、職員の増員による管理費の増加とチップ供給事業の本格運用の準備期間を考慮した計画とし、経営安定を図る。令和5年度からは順次経常利益を伸ばし、令和7年度に経常利益が2千万円を超えることを目指すこととしている。
- 補助金等支払額は、損害賠償金を上乗せしたうえで、設備投資等に必要な内部留保をしつつ、利益の見通しに合わせた計画としている。

(3) 令和6年度までの状況

- 経常利益は、令和3年度に計画額の2倍以上の2,110万円余の黒字を計上したが、令和4年度は逆に2,598万円余の赤字となった。令和5年度は1,181万円余の黒字となったが、計画額は下回った。令和6年度は1,736万円余りの赤字となった。
- 補助金等支払については、計画どおりに返還を実施している。

(単位：千円)

区 分			R3	R4	R5	R6	R7
返還金等支払計画	経 常 利 益 (A)	計画	10,215	10,750	16,070	18,960	21,290
		実績	21,107	△25,981	11,811	△17,364	-
	補助金等支払額 (B)	計画	10,000	10,000	13,000	14,000	15,000
		実績	10,020	10,024	13,000	14,002	-
	内 部 留 保 (A-B)	計画	215	750	3,070	4,960	6,290
		実績	11,087	△36,005	△1,189	△31,366	-
	設 備 投 資 等	計画	チップ ^o -等				フォワード
			52,000				6,000

2 長期計画 (R8以降)

- 長期債務の計画的な返済に向け、チップ供給事業、森林整備などの各事業量を拡大し、増益を図る。
- R8年度以降の支払額は次のとおりとし、5年毎に計画の見直しを実施

(単位：千円)

区 分	R8～12 (年平均)	R13～17 (年平均)	R18～22 (年平均)	R23～27 (年平均)	R28～31 (年平均)
支払額	29,000	42,000	47,000	50,000	49,000

北アルプス森林組合の令和 6 年度事業実施状況（1）

1 組合の事業経営等の状況について

(1) 令和 6 年度決算では、経常利益は1,700万円余の赤字となった。

(2) 赤字の主な要因

ア 加工部門の木質チップについて、主な供給先企業のバイオマスボイラーの稼働率が予定通り上がらなかったため、供給量が計画数量を大きく下回ったこと。

イ 森林整備、木材の売上等が計画を大きく下回ったこと。

ウ 事業管理費について、事業執行体制強化のため、職員を増員したことにより増加したが、新たな職員が売り上げ増や収益増に十分に結び付いていないこと。

(3) 令和 7 年度事業計画では、新たにアクションプランを策定し、部門毎、事業毎の売上げ及び収益目標を設定し、進捗管理を徹底するとともに、目標達成に向けた検証、評価及び対策を随時行い、確実な収益確保を図り、総売上額 3 億 3 千万円以上、経常収益 1 千万円以上の黒字を計画。

(4) 県への補助金等の返還については、計画通り進めることとしている。

○ 損益計算

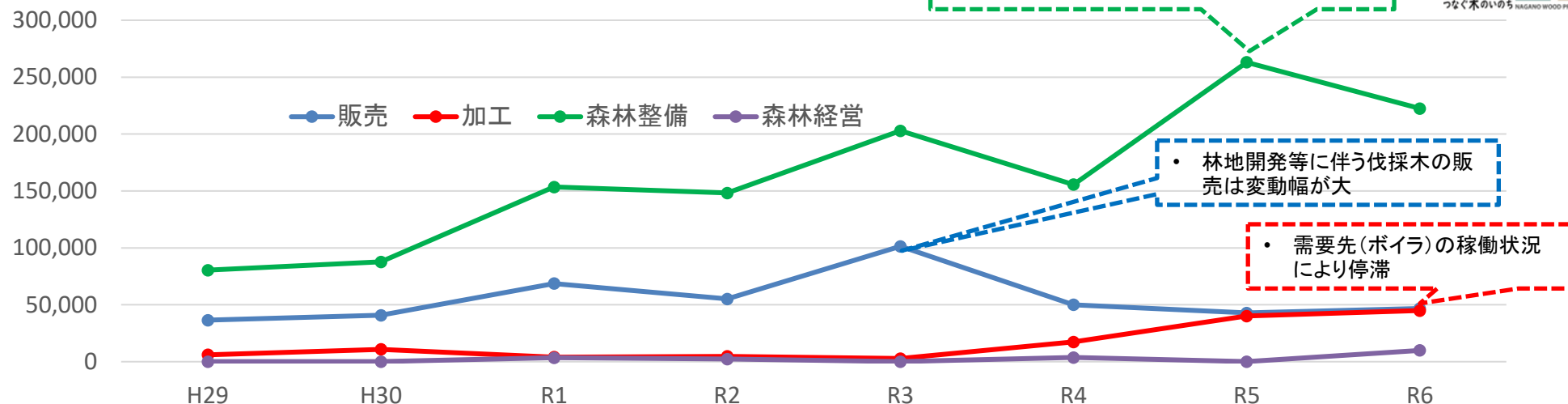
令和6年3月1日から令和7年2月29日まで

(単位:千円)

		収益	費用	利益		【参考】 R5決算	R6とR5の比較
I	事業総損益						
	①指導部門	1,315	1,926	△611		△315	△296
	②販売部門	46,653	29,252	17,401		10,860	6,541
	③加工部門	44,835	51,088	△6,253		△2,933	△3,320
	④森林整備部門	222,387	177,715	44,672		78,331	△33,659
	森林経営部門	9,999	3,026	6,973		△18	6,991
	合計 (A)	325,189	263,007	62,182		85,925	△23,743
II	事業損益						
	事業管理費 (B)		77,778	△77,778		△74,868	△2,910
	事業利益(損失) (C)			△15,596	(A) + (B)	11,057	△26,653
III	経常損益						
	事業外損益 (D)	820	2,588	△1,768		754	△2,522
	経常利益(損失)			△17,364	(C) + (D)	11,811	△29,175

部門別年度別売上実績額の推移

- ・ 森林経営計画の拡大により着実に増加傾向
- ・ 治山事業等の公共事業の受注状況による変動幅が大



年度／部門	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
販売	36,436	40,795	68,657	55,155	101,372	50,040	42,823	46,653
加工	6,083	10,812	4,005	4,707	2,820	17,374	40,146	44,835
森林整備	80,358	87,669	153,455	148,263	202,830	155,646	263,061	222,387
森林経営	0	0	3462	2,274	0	3,643	0	9,999

木質バイオマスチップ®年度別生産量の推移

		R3	R4	R5	R6	R7
数量 (t)	計画	125	1,600	3,300	3,300	3,300
	実績		725	2,200	2,549	-

北アルプス森林組合の再生に向けた県の指導・支援の状況



つなぐ木のいのち NAGANO WOOD PRODUCT

- ✓ 県（本庁、北アルプス地域振興局）と県森林組合連合会が連携し、組合経営の建て直しや健全化に向けた指導・支援を行ったことや、組合において森林土木などの事業を積極的に受注したことなどにより、令和元年度から3年度まで3年連続の事業収益の黒字化となるまで回復
- ✓ しかし、治山事業等の受注状況により、収益が大きく変動する状況であることから、安定的に事業利益が確保できるよう、組合員所有森林を中心とした森林整備事業地の確保や効率的な事業実施、事業に携わる職員の育成支援等について、関係機関と連携を図りながら実施

1 これまでの指導・支援の状況

- ① H31年から本庁の課長級職員を北アルプス地域振興局兼務とし専属指導・支援
- ② R2年度から北アルプス地域振興局に森林組合専任職員（林業普及指導員）を配置し支援強化
- ③ R3年度から林務部職員（林業総合センター所長）が理事として参画
- ④ 組合長を含む組合職員、県森連が出席する定期的な打合せ会議等を開催し、事業の効率的な執行や課題に対する対応等を提案
- ⑤ 継続的な森林整備につながる森林経営計画策定に向けた指導・支援
- ⑥ 森林調査等への同行指導や実務研修等によるスキルアップ支援、新規採用職員への研修支援
- ⑦ 林業の専門性のある人材を紹介するなど、事業実施体制整備のための支援
- ⑧ 地域の課題である広葉樹等の整備方法について、林業総合センター等による技術支援

2 経営安定期間（R3～7年度）の指導・支援による実績、今後の方向性

	R 3 実績	R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績	R 7 計画	今後の方向性
森林経営計画作成	2 団地	—	2 団地	1 団地 (7 団地)	新規 3 団地を 計画中	✓ 森林経営計画策定に当たって森林所有者への説明補助 など、計画策定に必要な支援を実施 ✓ スギ花粉症対策等の地域課題に対応した事業が実施可 能な団地の設定を支援
森林整備部門	202,830千円	155,646千円	263,061千円	222,387千円	219,630千円	✓ 工程管理等の徹底による効率的な事業執行に向けた定 期的な打ち合わせ会議を開催 ✓ 組合作成のアクションプランに基づき、進捗を管理
人材の確保・育成	一般職員 9 名 臨時職員 2 名 技能職員 8 名	一般職員 11 名 臨時職員 2 名 技能職員 12 名	一般職員 13 名 臨時職員 2 名 技能職員 10 名	一般職員 14 名 臨時職員 2 名 技能職員 10 名	技能職員の確 保を検討中	✓ GISなどのデジタルツールの活用や木材生産に関す る実地研修など、スキルアップにつながる支援を実施
木質バイオマス センターの稼働	設備導入 (木材破砕機)	稼働開始	木質バイオマ ス生産 2,200 t	木質バイオマ ス生産 2,549 t	木質バイオマ ス生産 3,300 t	✓ 木質チップの供給量拡大と収支改善に向け、新規供給 先の開拓等のための情報共有等の支援を実施 ✓ 組合作成のアクションプランに基づき、進捗を管理

(1) 森林整備の推進

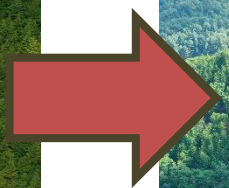
- ✓ 組合員他から委託を受けた森林を効率的かつ持続的に利用するための計画である「森林経営計画」は7団地で計画面積802haに着実に拡大
- ✓ 令和6年度は、大町市、松川村の松くい虫被害対策の樹種転換事業や白馬村のスギ花粉症対策の林相転換事業など、北アルプス地域の課題に対応するための整備を実施



大町市及び松川村有林樹種転換事業でアカマツ林を皆伐
(松枯れ被害の抑制・防止のためにカラマツ林や広葉樹へ樹種転換)



Before



After



作業道開設



造材



林内運搬

[森林整備事業](大町市霊松寺)ヒノキ・スギ林で搬出間伐を実施

(2) 広葉樹の施業と活用に向けて

- ✓ 北アルプス地域は広葉樹の資源が豊富にあるが、嘗ては、キノコの原木、薪や炭などに活用されていた里山の二次林が生活様式の変化（化石燃料の活用）等により放置され、長期放置により大径木化し、倒木の危険やカシノナガキクイムシによる森林病虫害被害のまん延等が課題となっている。
- ✓ 森林組合では、地域の課題に対応するため、農林中金森林再生助成事業や新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成金を活用し、「広葉樹資源量の把握」「効率的な更新方法」「エネルギーの森」「広葉樹の販路拡大」など具体的な検討と検証により、北アルプス地域の広葉樹施業・活用を推進



用材



薪材



バイオマス材

需要者とのマッチング

	割合(%)	材積(m ³ ・t)	単価(円/m ³ ・t)
用材	3	44.072	33,518
薪材	42	551.742	10,049
バイオマス材	55	729.510	6,050
合計材積・平均単価		1,325.324	8,628

農林中金の助成金を活用して、大町市の広葉樹林の整備を実施
広葉樹の用材出材割合や販売価格等について検証
岐阜県高山市の広葉樹活用している事業者との商談を実施



立木調査



伐採作業



集積



切株調査



萌芽調査

広葉樹の伐採方法(切高)により、萌芽の状況を調査し、効果的な天然更新の伐採手法を継続的に調査

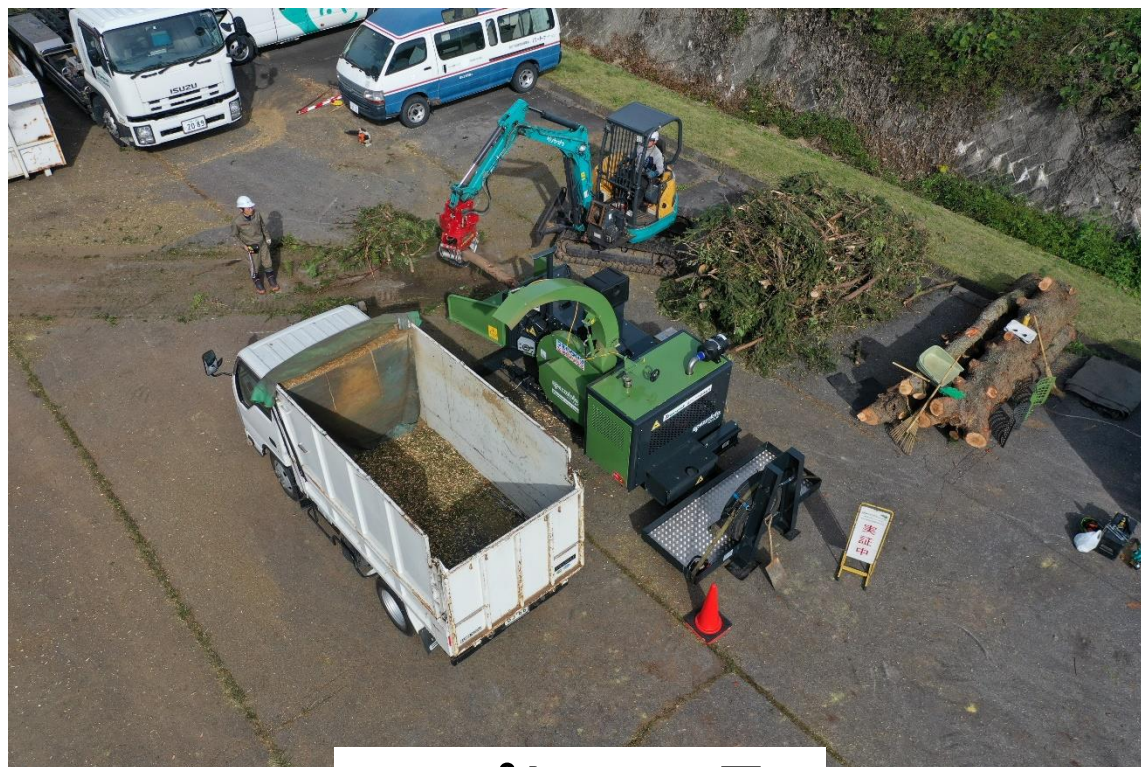
(3) 木質バイオマスセンターでのチップ生産を拡大

- ✓ 脱炭素社会の実現に向け、化石燃料から再生可能な自然エネルギーとしての木質バイオマスを活用した発電、熱利用が急速進んでいる。
- ✓ 組合では令和3年度から、チップの生産を開始したが、需要先のボイラーの都合等により、チップの生産量は低調
- ✓ このようなリスクを回避するため、新規の熱利用施設への供給や塩尻市のバイオマス発電所への供給など販路の拡大を図っている。
- ✓ また、NEDO事業を活用して、主伐等で発生する枝条等を現場でチップ化する手法を検証し、低コストでのチップ生産を図る。



大町市民間施設のボイラー

チップ生産量		R3	R4	R5	R6	R7
数量 (t)	計画	125	1,600	3,300	3,300	3,300
	実績	268	725	2,200	2,549	-



チップ加工風景



移動式チッパー機



成果報告会 in 東京

[NEDO事業]未利用材(枝葉)のチップ化実証事業
(移動式チッパー機導入,チップ生産能力実証事業)

(4) 地域貢献事業の実施状況



- ❑ 森林の恵みに感謝し、地球環境保全のため、豊かな森林を未来に引き継ごう。
- ❑ 森林を守り育て、林業と山村を活性化しよう。
- ❑ JForst 森林組合への積極的な参加によって、協同の力を発揮しよう。
- ❑ 自主・自立、民主的運営を基本に、開かれた組合経営を目指そう。
- ❑ 協同の理念と誇りある仕事を通じて、共に生きがいを追及しよう。

北アルプス森林組合等の補助金返還及び損害賠償請求の状況

- 不適正受給のうち時効等により返還請求できないものを除く全てについて返還請求中
- 事業者からの返還については、北アルプス森林組合、元専務理事及びひふみ林業（有）を除く全ての事業者で完了
- 北アルプス森林組合からは、平成29年1月に組合が策定、令和3年5月に見直した補助金返還等支払計画どおり返還中
- 元専務理事とは令和3年7月に和解が成立し、和解成立後、弁護士を通じて、元専務理事と協議を行ったところ、元専務理事の収入及び元専務理事に対する県と組合の債権額に応じた額を納付中

(単位：円)

事業者	不適正 受給額 [注1、注2] (①)	請求の状況[注3]				納入済額 [注7] (⑥)	残 額 (⑦=⑤-⑥)
		補助金返還 請 求 額 [注4] (②)	損 害 賠 償 請 求 額 [注5] (③)	損害賠償訴訟 提起手数料 [注6] (④)	請求額合計 (⑤=②+③+④)		
大北森林組合	1,452,192,499	915,231,738	28,335,548	-	943,567,286	34,146,250	909,421,036
(うち直接補助分)	1,415,539,700	879,883,600	28,335,548	-	908,219,148	15,679,000	892,540,148
元専務理事 (全額直接補助分)	-	-	129,844,608	410,000	130,254,608	420,000	129,834,608
ひふみ林業(有)	65,732,286	15,052,586	17,091,567	-	32,144,153	931,486	31,212,667
(うち直接補助分)	65,700,800	15,021,100	17,091,567	-	32,112,667	900,000	31,212,667
県職員 (全額直接補助分)	-	-	4,505,077	-	4,505,077	4,505,077	0
その他	74,635,915	34,885,970	-	-	34,885,970	34,885,970	0
(うち直接補助分)	68,619,950	30,751,850	-	-	30,751,850	30,751,850	0
合計	1,592,560,700	965,170,294	179,776,800	410,000	1,145,357,094	74,888,783	1,070,468,311
(うち直接補助分)	1,549,860,450	925,656,550	179,776,800	410,000	1,105,843,350	52,255,927	1,053,587,423

- 注1 不適正受給額には県の指導監督費8,216千円及び国からの加算金353,045千円を含まない。
- 注2 市町村を通じた間接補助については不適正受給額、補助金返還請求額、納入済額及び残額いずれも県支出額（国庫補助額及び県費相当額）に係るもので、最終受領者に計上している。
- 注3 請求金額には、相手方に対する加算金、延滞金及び遅延損害金等を含まない。
- 注4 補助金返還請求は不適正受給額のうち、時効等により請求できないものを除き実施
- 注5 組合に対する損害賠償請求額は、令和2年10月26日に民事調停の成立により確定した金額
- 注6 令和3年7月の和解条項により相手方へ請求することとなったもの。
- 注7 納入済額は、平成27年度から令和6年度分として納入があったものの累計